

政 法 第 9 9 号
答 申 第 3 8 9 号
平成26年4月10日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘 司 久 雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成24年4月25日付け市第223号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

諮問第476号

平成24年4月1日付けで異議申立人から提起された、平成24年3月30日付け市第
3568号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成24年3月30日付市第3568号で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 千葉県職員らは、特定個人元一級建築士の耐震偽装にて、千葉県が安全だとした建物が実際は同耐震偽装を隠ぺいするため、対象文書がない（保有していない。）としている。同職員らが、隠ぺいせざるを得ないのは、[同耐震偽装で保有水平耐力計算は大規模な地震動（震度6強以上）でない、中規模な地震動（震度5強）だけの耐震基準でよいとしたため、その後の保有水平耐力計算でも同様とせざるを得なかったため]、現に対応しなければならない震度6強以上の耐震性が必要な建物を千葉県の建築主事が耐震偽装を承知で建築確認済としたことを隠すためである。
- (2) 特定個人元一級建築士は、許容応力度等計算での耐震偽装をしたが、国及び関係都県（千葉県も含まれる。）は平成17年11月25日の「構造計算書偽装問題対策連絡協議会」で、震度6強以上の地震はあったらその時はその時とすればよいとして、震度5強で損壊がなければよいとした。このことは、許容応力度等計算で安全に問題があっても保有水平耐力を計算するモデル化の方法《標準せん断力係数 C_0 （以下「 C_0 」という。） $=0.2$ で計算したものを用いる。》や限界耐力を計算する別の方法（限界耐力計算でも保有水平耐力を計算するが $C_0=0.2$ でよいとした。）により建築基準法を満たすとした。許容応力度等計算は頑丈な柱で耐震を確保し、保有水平耐力計算は柱の他に壁等も含めて耐震を確保するものである。

- (3) 平成7年の阪神大地震で地震の震度が変わった(5弱、5強、6弱、6強が新設された。)が、建築基準法は中規模の想定地震動 $80\sim 100\text{ cm/sec}^2$ を気象庁が震度5弱としているのに震度5強とする耐震偽装をしていた。高層建築物では 25 cm/sec を想定しているのが、同様に震度5弱であることが明らかになっている。このため、日本建築センターの「建築物の構造」や国土交通省営繕部の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説は昔のままで、平成19年6月20日改正の現在の建築基準法となっても耐震偽装を明らかにしていない。
- (4) 千葉県職員らは、『上記2(2)の連絡協議会で、特定行政庁が建築物の使用制限や除却等の命令を行う基準となる危険度(保有水平耐力と必要保有水平耐力の比)の目安として、建築基準法による要求水準1.0に対して0.5とすることにしたのが震度5強程度の地震により倒壊するおそれがあるとした耐震偽装』を、隠ぺいしている。ちなみに同0.5という数字は、平成16年の建築基準法改正で定められた「既存不適格建築物に係る勧告・是正命令制度のガイドライン」において建築基準法10条の勧告の基準とされているとともに耐震改修促進法における基本方針(告示)に盛り込まれた構造耐力指標(Is)0.3に相当するものとしたもので、国土交通省報道発表資料平成17年12月8日付「マンションの耐震性等についてのQ&Aについて」でも明らかにされている。
- (5) 現在地震の加速度をGalの単位($1\text{ Gal}=1\text{ cm/sec}^2$)や地震の速度をkainの単位($1\text{ kain}=1\text{ cm/sec}$)と言ったりして上記2(3)の cm/sec^2 や cm/sec と関係のないように見せかけているのが、国や千葉県が加担した耐震偽装を隠ぺいしている証拠である。
- (6) 実施機関は、別件の異議申立人の行政文書開示請求で鋸南町立勝山小学校の一般教室棟が「中規模の地震(震度5強程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しても、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標として計算していることがわかる書類」なら同小学校の建築確認申請書類があると補正要求をしてきたがその根拠がないことがわかり、耐震偽装を隠ぺいしていた事実を自白している。
- (7) 耐震偽装を隠ぺいのため、対象の行政文書を保有していないとするのは許されない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求について

異議申立人は、実施機関に対し平成24年3月19日付けで、行政文書開示請求書（以下「本件請求書」という。）の「開示請求する行政文書の件名又は内容欄」の記載を「千葉県知事が平成20年完成鋸南町立勝山小学校一般教室棟の耐震偽装を自白しているから、同小学校の地方債起債取消し又は繰上げ償還についてわかる書類（添付書類H24.2.22建1894号、H24.3.5安土1842号）」とし、「行政文書開示請求に係る補正について」（平成24年2月22日付け建第1894号）及び「回答書」（平成24年2月26日付け）並びに「行政文書不開示決定通知書」（平成24年3月5日付け安土第1842号）の写し（以下「添付書類」という。）を添付した開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件対象文書及び本件決定について

- (1) 本件請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）は、本件請求の内容から、「平成20年完成鋸南町立勝山小学校の地方債起債取消し又は繰上げ償還についてわかる書類」と特定した。
- (2) 本件対象文書を作成又は取得していないことから、本件請求に係る行政文書を保有していないため、本件決定を行った。

3 本件決定の理由について

異議申立人が主張する耐震偽装については、異議申立人の主観に基づく評価を前提とした主張であって、総務部市町村課（市町村の起債に関することを分掌事務としており、本件決定を行った担当課。以下「担当課」という。）では耐震偽装という事実は確認できないことから、地方債起債取消し又は繰上げ償還の対応は行われておらず、よってその対応に係る行政文書は作成していない。

以上のことから、開示請求に係る行政文書は保有していない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。

本件対象文書については、実施機関の説明要旨2(1)のとおりであり、実施機関は、本件請求の内容から合理的に解釈することにより行政文書を特定していることが認められる。

2 行政文書の不存在について

(1) 本件審査の過程で、当審査会が聴取した担当課からの説明内容は以下のとおりである。

ア 地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）第5条の規定により、地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないが、例外として、同条ただし書第1号から第5号までにおいて、地方債をもってその財源とすることができる場合が規定されている。

イ 法第5条の3第1項の規定により、地方公共団体が、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、都道府県知事に協議しなければならないが、同項ただし書では、軽微な場合その他の総務省令で定める場合については、この限りでない旨規定されている。

ウ 法第5条の4第1項の規定により、同項第1号から第6号までに掲げる地方公共団体が、地方債を起こし、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない旨規定されており、この場合においては、法第5条の3第1項の規定による協議は要しない旨規定されている。

また、法第5条の4第6項の規定により、法第5条の3第1項ただし書の規定は、法第5条の4第1項の規定により許可を受けなければならないものとされる場合について準用する旨規定されている。

エ 鋸南町立勝山小学校の建設事業（以下「本件事業」という。）に要する経費については、法第5条ただし書第5号に掲げる公共施設の建設事業費の財源とする場合に該当したことから、地方債をもってその財源とすることができたものである。

オ 鋸南町は、法第5条の4第1項第2号に掲げる地方公共団体（実質公債費比率が政令で定める数値以上である地方公共団体）に該当したことから、同項の規定により、地方債を起こす場合には、千葉県知事の許可を受けなければな

らない地方公共団体であった。

カ そこで、鋸南町は、平成19年9月21日に実施機関に本件事業についての地方債起債許可申請を行い、実施機関は平成20年2月6日に地方債を発行する許可（以下「本件許可」という。）を行った。そして、現在に至るまで実施機関が本件許可を取り消した事実はない。

キ 本件許可に係る繰上償還（以下「本件繰上償還」という。）の対応については、法第5条の4第6項において準用する法第5条の3第1項ただし書に規定するその他の総務省令に定める場合（地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）第1条第8号）に該当するため、実施機関の許可を要するものではない。

したがって、仮に本件繰上償還があったとしても鋸南町は実施機関に報告等の義務はなく、また、現在に至るまで実施機関は、本件繰上償還に関する行政文書の收受をしていない。

(2) 上記アからキまでのとおり、実施機関が本件許可を取り消していないこと及び本件繰上償還の行政文書を收受していないということに特段不自然、不合理な点は認められない。

よって、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成24年 4月25日	諮問書の受理
平成24年 6月11日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年 1月31日	審議 実施機関から本件決定の理由の聴取
平成26年 2月28日	審議
平成26年 3月28日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成26年3月28日現在)